

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

鳥取市（以下「甲」という。）及び鳥取県警察本部（以下「乙」という。）は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の支援における相互の連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、連携及び協力して犯罪被害者等を支援することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって誰もが安全で安心して暮らせる市民生活の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

（連携協力）

第3条 甲及び乙は、犯罪被害者等からの相談に応じ、連携して支援を推進する必要があると認めるときは、犯罪被害者等が当該犯罪等による二次的な被害及び更なる犯罪等による被害を受けないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分配慮しつつ、双方協議の上、適切な支援を行うこととする。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携し、協力するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を、関係法令に基づき適正に取り扱うとともに、この協定を運用する目的以外に利用してはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、協力して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月21日

甲 鳥取市幸町71番地
鳥取市

鳥取市長

深澤義彦



乙 鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県警察本部

鳥取県警察本部長

半田新一郎

